

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年6月29日
【会社名】	RIZAPグループ株式会社
【英訳名】	RIZAP GROUP, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 瀬戸 健
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人札幌証券取引所 (北海道札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長兼CEO瀬戸健は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2018年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。なお、上場子会社であるSDエンターテイメント株式会社及び株式会社アイデアインターナショナル及び夢展望株式会社及び株式会社パスポート及びマルコ株式会社及び株式会社ジーンズメイト及び株式会社ぼど及び堀田丸正株式会社並びに当該上場子会社の子会社については、当該上場子会社の財務報告に係る内部統制の評価結果を利用した。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高予算（連結会社間取引引去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高予算の概ね2/3に達する11事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスについては、個別に評価の対象に追加した。

なお、連結子会社である株式会社ワンダーコーポレーション及びその連結子会社と株式会社サンケイリビング新聞社及びその連結子会社については、評価範囲に含めていない。株式会社ワンダーコーポレーション及びその連結子会社は、当社による株式会社ワンダーコーポレーションの株式取得により、2018年3月29日付で連結子会社となったものであり、また、株式会社サンケイリビング新聞社及びその連結子会社は、当社による株式会社サンケイリビング新聞社の株式取得により、2018年3月30日付で連結子会社となったものであり、いずれも株式の取得が当社の事業年度末日直前に行われたため、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できなかった場合に該当すると判断したためである。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、連結子会社である株式会社ワンダーコーポレーション及びその連結子会社については、当社による株式会社ワンダーコーポレーションの株式取得により、2018年3月29日付で連結子会社となったものであり、また、株式会社サンケイリビング新聞社及びその連結子会社は、当社による株式会社サンケイリビング新聞社の株式取得により、2018年3月30日付で連結子会社となったものであり、いずれも株式の取得が当社の事業年度末日直前に行われたため、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できなかったが、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。